

（講堂）  
かうだうに一七日ちご大しゆさんろう、よるひるふだん  
ごんぎやう、八月十四日十五日ちごのまい、四きの八か  
う、ちやう日ふたいの（こ）にうたう、かうだうとみやのれい  
じだう、まいてう三ぶ（部）の（講堂）かうきやう、おなじく大はんに  
や十二くわんづゝよみ申候。毎月廿八日大日かう、（品）  
んきやう、ほつけもんだうかう一ざづゝ、かくのごとく  
のごんぎやう、けたいなく御きたういたし申候ところな  
り。仍めんでんさしいだしの状如件。

文明九年六月十四日 良 清 在判  
かうせうじしゆと中  
（高勝寺衆徒）

六月。神宮廳、鳳至郡櫛比御厨の上分を徴す。

【内宮引付】 九七七

廳宣

可阜任先例本員數致催促沙汰能登國櫛比御厨本  
宮上分當年分事

右件御厨毎年本宮御上分米之事、任先例本數遂究濟徴  
納、令勤仕式日神役之處、近年混合本上分於口入致無

沙汰之間、件御饗令退轉之條、神慮難測者哉。任先例  
本數致徴納、可令勤仕式日神役之狀、所宣如件。以宣。  
文明九年六月 日  
禰宜荒木田神主 判  
九月二十日。後土御門天皇、法勝寺に、同寺領  
能美郡長崎保を還付せしめ給ふ。

【親長卿記】 九七八

當寺領加賀國長前保、尙知行云々。全寺家之領知、可專  
御祈禱者。依天氣執達如件。

文明九年九月廿日 法勝寺禪衆等中  
（甘露寺元長）  
左少辨 在判

九月廿七日。足利義政、高辻長直の山城北野宮  
寺領江沼郡富墓莊を違亂するを停め、之を社家  
に安堵せしむ。

【集古文書】 九七九

北野宮寺領加賀國富墓事、高辻少納言長重朝臣雖申予  
細、於當庄爲根本社領、本役百斛社納之條分明也。然者

應永卅年治長知行分、彼庄一圓被寄附宮寺訖。爰永享四  
年高辻庶流斷絶之時有其沙汰、訪意見雖被返付之、如  
彼意見狀者、對社家不及札決者歟。殊件御判號紛失、  
捧案文之旨胸臆至也。縱雖帶數多之證文、既應永卅年寄  
附之段炳焉之上者、爭以神領可返入給哉。云彼云是  
長直朝臣所申不能許容。所詮社家彌全領知可專神用  
至奉行職者、松梅院禪椿相續不可有相違之狀如件。

文明九年九月廿七日  
准三宮源朝臣 在判  
（足利義政）

（應永三十年八月十二日の條參照。）

十月十五日。幕府、攝津之親所領河北郡倉月莊  
の地を近江延曆寺の違亂するを停む。

【美吉文書】 武藏 九八〇

加賀國倉月庄内近岡村・南新保・大河縁等事、爲山門掠  
給奉書致違亂云々。甚無謂。早任當知行之旨、彌可被  
全領知之由所被仰下也。仍執達如件。

文明九年十月十五日 丹後前司 在判  
（松田秀興）

攝津修理大夫殿  
（之親）

（長享三年八月五日の條參照。）

十二月廿九日。幕府、山城臨川寺に、同寺領石  
川郡大野莊等を還付す。

【臨川寺重書案文】 山城 九八一

加賀國大野庄・若狹國耳西郷・近江國鯉江・阿波國富吉・山  
城國散在・同屋地等事、被返付訖。如元可被全寺家領  
知之由、所被仰下也。仍執達如件。

文明九年十二月廿九日 美濃守 在判  
（飯尾貞有）  
和泉守 在判  
（瀧田秀）

臨川寺雜掌

文明十年 戊戌 紀元二一三八

三月九日。吉見統範、鳳至郡總持寺に、櫛比莊  
二ヶ村の地を寄進す。

【總持寺文書】 鳳至郡 九八二